

1. 件 名 : 「玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更（緊急時対策棟））に関する面談」

2. 日 時 : 令和5年8月31日（木） 11時00分～11時10分

3. 場 所 : 原子力規制庁 8階北会議室

4. 出席者

原子力規制庁 :

（新基準適合性審査チーム）

西内安全審査官、伊藤安全審査官

九州電力株式会社 : 担当1名

5. 要旨

（1）九州電力株式会社より、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更（緊急時対策棟））について、補足説明資料並びに核セキュリティ及び保障措置への影響に係る説明資料の提出があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、資料の内容について確認する旨を伝えた。

（3）九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料 :

・資料1 玄海原子力発電所3号機及び4号機 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料【火災感知器追設工事（緊急時対策棟）】

・資料2 「玄海原子力発電所3, 4号機 緊急時対策棟 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画変更認可申請書」に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

以上